

第6回 社会保険新組織の実現に向けた有識者会議

全厚生職員労働組合中央執行委員長

杉下 茂雄

国民本位の社会保険庁改革を

「有識者会議」の最終報告に対する基本的な考え方

政管健保及び厚生年金
政管年金制度は、
発足以来企画・立派から
規定された国民の生存権
執行まで国が責任をもつ
としての具現化であり基
告は、社会保険行政の持

憲法25条にもとづき 国の責任で運営を

最終報告では社会保険庁の組織を年金制度と政府管掌健康保
険に分離し、08年秋にそれぞれの新組織を設け、年金部門につ
いては「政府が直接関与し運営責任を負たすことが必要」とし
た報告がされました。金厚生省のよろしく考えておきますか?

年金制度と政管健保の分離について

2005年5月31日、社会保険庁の組織、機構の在り方などを中心に検討を重ねてきた内閣官房長官の私的懇談会、社会保険庁のあり方にに関する有識者会議は、(1)公的年金制度の運営と政管健保の運営を分離した上で、それぞれ新たな組織を設置する(2)年金部門については徴収をはじめとする業務全般について政府が直接関与し、明確かつ健全に運営責任を果たす体制を確立することが必

要(3)政管健保については国とは切り離された全国単位の法人化を保険者として設立し、財政運営は都道府県単位を基本とする、ことなどを柱とした最終報告書を公表しました。

新たな段階を迎えた社会保険庁改革について、最終報告の主な内容と私たちの基本的な考え方を明らかにします。国民本位の社会保険庁改革実現に向けて積極的な職場討議を願っています。

全厚生

6月20日
号外

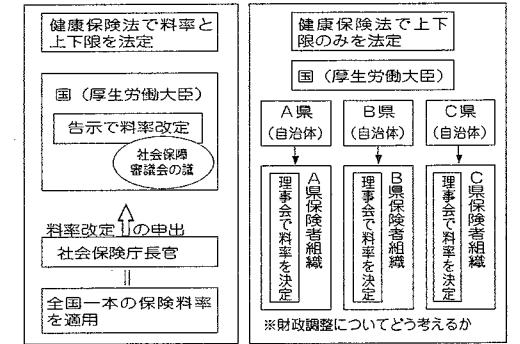
全厚生組合員の「購読料」は組合費の中に含まれています。

(毎月5、15、25日発行)
全厚生 Home Page
<http://www.koko-net.org/zenseisei/>

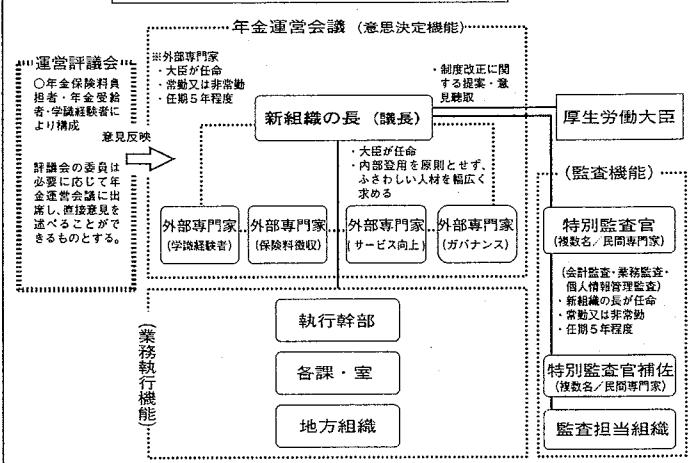
発行責任者
杉下茂雄
千代田区議会議員 1-2-2
全厚生労働組合
〒100-8916
03(3501)4881
(1部 20円)送別料)

職場討議資料
2005.6
全厚生労働組合

国と政管保険者組織の関係(イメージ)



新組織の枠組みのイメージ



政管年金制度は、
2000年3月の閣議で政府管
掌健康保険の分離は、2000
年金制度と政府管掌健

保は、社会保険行政の持
金制度をどのように運営
年金・健康保険料の一体
それが抱える財政事情

一人あたりの保険料格差
☆厚生労働省試算
一人あたりの保険料
北海道(料率8.7%)
一長野県(料率7.5%)
年間約4万9千円の差

国民の命と権利を守
る社会保険行政が、これ
までの国が責任を負う國の
分離することによって、住民の
リスク付な業務面だけを
付の両面から新たな格差
が拡かり国民への負担増
につながります。憲法第
25条の生存権を基に制度
化された全国一律で実施
してきた社会保険制度の
後退であり、公益性からみ
ても大変な問題です。

この両面から見て、
社会保険制度を向上させ
るために、適用・徴収、
効率的と考えます。また、
利便性の業務の効率性、
ハーフ面の整備にかかる
コスト面から考えても非
常にお得な制度です。

都道府県単位の運営
は国の責任放棄・縮小
の直接関与と明確かつ
本的権利です。年金運
営組織の名称や法的位置
については政府部内
で検討を続けて年末までに
決定するとしています
が、公的年金に対する國
の直接関与を求める報
告は、社会保険行政の持

金制度をどのように運営
年金・健康保険料の一体
それが抱える財政事情

国民負担の増大と公 共性の後退へ

小泉構造改革がすすめ
てある社会保険制度の大
幅な切捨て政策の中、國
の責任をさらに縮小し、
企業負担の軽減を図ろう
とする財界、大企業の思
惑があると考えています。
あると見えます。厚生
政運を行った場合、そ
れぞが抱える財政事情

の責任をさらに縮小せ
ば、企業の負担が軽減
され、國民の権利を守
るために、年金の支給
給付・サービスは制度運
営の要として一体のもの
として都道府県単位の財

政運を行った場合、そ
れぞが抱える財政事情

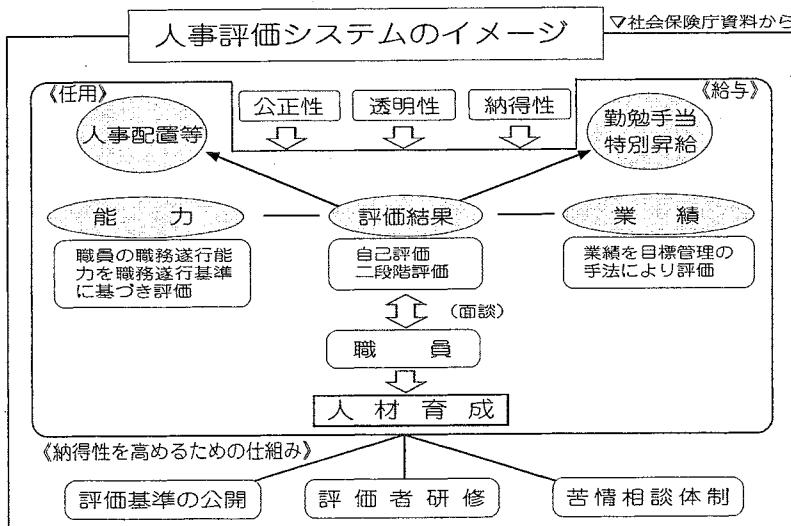
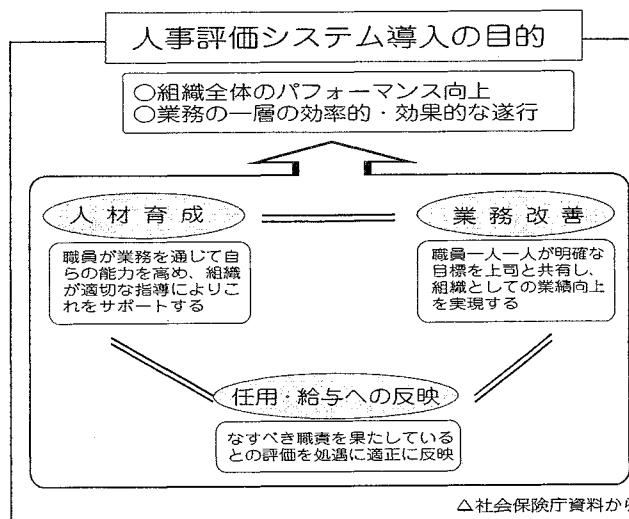
社会保険庁が考えている人事評価システムの基本的要素

- 1 能力評価
職員の主体的な能力発揮・能力開発を促すために、職員の職務遂行能力を能力基準にもとづき評価
 - 2 業績評価
職員が組織目標などを明確に意識し、主体的な業務遂行にあたることを促すために、業務目標の達成度を目標管理の手法により評価
 - 3 評価結果の活用
 - 人事育成、業務改善
 - 任用（人事配置・昇格）、給与（勤勉手当、特別昇給）への反映
 - 4 評価方式
 - 評価の公正性・客観性を確保するために、複数の段階の評価による評価
 - 自己評価→業務を通じて求められている職員像の再認識及び業務への主体的な取り組み
 - 5 公平性と納得性を確保する仕組み
 - 面談方式により本人へフィードバックすることで、管理者と職員が十分なコミュニケーションを図り、評価の納得性を高める
 - 評価基準の公開
 - 評価者研修
 - 苦情相談体制

職員の意欲を阻害する「能力主義」

いま
公正性、客觀性、納得性
などが基本となります
が、主觀的、客觀的であ
れば、また相對的、絶對的
であると考へつけられ
るのが目的となり、評議者
（管理者）には差をつけ
なければ評議したいたい
ところはないといふ進歩観念
抑制・削減を
身雇用」一年
が生まれます。また評議
」を解体し、
に対しては「明確な評議
で能力、成果
導入が強めら
ます。どうる
者の評議能力に問題があ
る「がんばってもがんば
10年足らずに

「らなくても同じ」成果が



メーテーに参加の岐阜県支部

反対 一方的な実施強行は
③給与制度は動機つけ
のためではなく、生活費
を保障するという觀点か
ら設計されているもので
す。国民本位の行政を真
に実現するのを目的として
先を見据え安らかにできる
よう、給与処遇に短期的
な評価結果を活用する」
と考ります。また、労働条件
は直接かかわる問題で
あり、関係者の理解と納
得が必要な問題です。労
使協議もなく一方的に実
施すればあてはまらない
と思います。

反対 一方的な実施強行は